

各 位

上 場 会 社 名 モジュール株式会社  
(コード番号 3043 : 大証ヘラクレス)  
代 表 者 代 表 取 締 役 松 村 明  
問 合 せ 先 管理担当ゼネラルマネージャー  
藤 井 隆 徳

## 当社株式の監理銘柄（確認中）の指定理由の一部除外に関するお知らせ

平成 22 年 2 月 23 日付「当社株式の監理銘柄（確認中）指定理由の追加について」においてお知らせしましたとおり、当社の株式は、平成 22 年 2 月 24 日から監理銘柄（確認中）に指定されておりましたが、平成 22 年 4 月 12 日に大阪証券取引所から発表がありましたとおり、平成 22 年 4 月 13 日付で当該指定理由が一部除外されることとなりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

## 記

## 1. 監理銘柄（確認中）の指定理由の一部除外について

当社株式は、大阪証券取引所（ヘラクレス市場）の平成 22 年 2 月 23 日の株式市場終了をもって、浮動株（※）時価総額が 30 営業日連続して 6 千万円未満となり、大阪証券取引所の上場廃止基準（ニッポン・ニュー・マーケットー「ヘラクレス」に関する有価証券上場規程の特例第 17 条第 3 項第 5 号）に該当したため、平成 22 年 2 月 24 日から監理銘柄（確認中）に指定されておりましたが、平成 22 年 3 月期末現在の株式の分布状況表により、平成 22 年 4 月以降の当社株式について浮動株時価総額の審査が行われた結果、上場廃止基準（浮動株時価総額が 30 日間連続して 6,000 万円未満である場合において、6 か月の間に 5 日間連続して 6,000 万円以上とならないとき）に該当しないことが確認されたため、平成 22 年 4 月 13 日付で監理銘柄（確認中）の指定理由が一部除外されることになりました。

（※）浮動株＝役員及び上場株式数の 10%以上を所有する株主並びに上場会社が自己株式を所有している場合の当該上場会社を除く株主が所有する株式  
（平成 22 年 3 月 31 日現在の当社浮動株式数は 8,328 株となります）

（ご参考）浮動株時価総額に関する上場廃止基準の概要

浮動株時価総額（浮動株式数に日々の終値を乗じた数値）が 30 営業日連続して 1 億円未満である場合において、以後 6 ヶ月の間に 5 営業日連続して 1 億円以上とならないとき。

（平成 22 年 1 月から 12 月までの間は、「1 億円」とあるのは「6 千万」として適用）

ニッポン・ニュー・マーケットー「ヘラクレス」に関する有価証券上場規程の特例 第 17 条第 3 項第 5 号

## 2. その他の指定について

当社株式は、平成 22 年 1 月 8 日付で「外部調査委員会の調査報告及び過年度決算の訂正について」の開示を行いました。この開示内容から、大阪証券取引所より有価証券報告書等の訂正内容が重要と認められる相当の事由があると判断され、今後の推移及び訂正報告書を提出した後の大阪証券取引所の審査の結果いかんによっては上場廃止基準に該当することとなるため、そのおそれがある銘柄として投資者の注意を喚起するため、監理銘柄（審査中）に指定されています。

また、平成 22 年 1 月 14 日にお知らせした監理銘柄（確認中）追加指定に関しましては、当社の事業年度の末日（決算期）が 5 月 31 日から 3 月 31 日に変更となったことから、(1)平成 22 年 3 月期の末日における純資産の額が 2 億円未満である場合、(2)平成 22 年 3 月期における利益の額が 5,000 万円未満である場合、(3)当社株式の上場時価総額が 3 か月の間（4 月 14 日まで）に 5 日間（休業日を除外）連続して 21 億円以上とならない場合、これらすべての場合に該当するときは、上場廃止基準に該当することとなります。

## 3. 今後の対応

今後とも、大阪証券取引所での上場維持に最大限努力してまいります。

株主、投資家をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご心配をおかけいたしましたことを心よりお詫び申し上げますとともに、引き続きご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以 上